

第1回新宿区屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）検討委員会

■日 時 平成29年12月26日（火） 14:00~16:00

■場 所 新宿区役所本庁舎6階 第2委員会室

■参加者 【検討委員会委員】

学識経験を有する者 1名

広告関係団体を代表する者 3名

地区組織の構成員 6名

【事務局】

新宿区都市計画部景観・まちづくり課

■目 的

ワークショップの報告及びガイドラインの方向性について検討

■内 容

- 神楽坂地区における屋外広告物の現況調査、2回のワークショップでのアンケート結果や意見等、ガイドライン検討案作成に至る経緯について
- ガイドライン検討案における誘導方針や方策について

■主な意見

- 色彩はマンセル値に基づく色相、彩度による定量的な基準を設けたい。
- 広告事業者も定量基準や事前協議があるに対応しやすく受け入れやすい。ガイドラインの遵守が出店の前提条件として業界内に周知されるとより良いと思う。
- 出店者の中にはコーポレートアイデンティティに関するマニュアルがある事業者もいる。看板が出来上がってからでは対応が難しいため、早い段階で色彩等をガイドラインで周知できると良い。
- 条例の規制対象にならず、設置に申請が不要な一部の自家用広告物等についてはどのように扱うのか。
- 他地区の事例では、広告物掲出前に地元との協議が必須とされているので、ガイドラインで地元関係者との協議を必須とする旨を記載することも一つの対応策では。
- 神楽坂通り沿道1~5丁目地区まちづくり協定の運営のために協定運営委員会がある。新規出店の際には協定に基づき協議を行い、実行してもらっている実績があるので、ガイドライン運用においても同様の流れで実行できると思う。
- 新築の出店に関しては協定運営委員会で協議できるが、看板のみの掲出に関しても一定の基準を満たした広告物を設計できるようなガイドラインにしてほしい。

○まとめ

今回の意見を踏まえ、引き続き具体的な方策について検討する。

第2回新宿区屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）検討委員会

■日時 平成30年1月31日（水） 10:00~12:00

■場所 東京理科大学森戸記念館 第3会議室

■参加者 【検討委員会委員】

学識経験を有する者 1名

広告関係団体を代表する者 3名

地区組織の構成員 6名

【事務局】

新宿区都市計画部景観・まちづくり課

■目的

具体的な方策について検討

■内容

- ガイドラインの目的と効果、活用方法等について
- ガイドラインの運用方法について

■主な意見

- 色彩は面積によって彩度を変える等、きめ細かい方策が必要では。
- 窓面広告物について、窓面も建築物のファサードの一部であるので、窓面広告物と壁面広告物をまとめて壁面全体に対する面積比率で制限した方がよいのでは。
- 「〇〇しないよう努める」という表現であるが、「〇〇しない」と言い切った方がよい。
- 広告物は建築物と比較して付け替えのサイクルが早いので、付け替えの際にガイドラインを活用してビル全体として見直せる仕組みが作れるとよい。
- 神楽坂まちづくり興隆会との協議について、ガイドラインに明記したほうがよいのでは。
- 素案の区民意見募集の際に、ガイドライン内に協議主体として神楽坂まちづくり興隆会を記載しておき、その件についても意見を出してもらえばよいと思う。

○まとめ

今回の意見を踏まえ引き続き検討し、次回は検討案の取りまとめを行う。

第3回新宿区屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）検討委員会

■日 時 平成30年3月15日（木） 13:30~14:30

■場 所 東京理科大学森戸記念館 第1会議室

■参加者 【検討委員会委員】

学識経験を有する者 1名

広告関係団体を代表する者 2名

地区組織の構成員 5名

【事務局】

新宿区都市計画部景観・まちづくり課

■目 的

検討案のとりまとめ

■内 容

前回の検討委員会の意見を踏まえ修正した部分について検討

■主な意見

- 行灯について、光源の色温度については「電球色（3000K）」に限定してよいと思う。
- Cエリアについて、道幅に応じ掲出できる位置や形状をきめ細かく設定したのはよい。
- 同じCエリアでも通りによって商業形態や成り立ちが異なるため、通りや店の個性に合わせて光源の色温度を選択できてもよいと思う。
- 昨今の看板の老朽化による落下事故を重大視しており、これを防止するため適切な管理者を置き、定期的な点検を行う等の文章を入れてほしい。
- 看板の金属製フレームについて、明度の高い色彩は膨張して見えることがあるため、低彩度かつ低明度を推奨したほうがよいと思う。

○まとめ

検討委員会による案はほぼ取りまとめたと考えられるため、検討委員会による検討は一旦終了とし、平成30年度は検討案をもとに区のほうでガイドライン策定の手続きを進めることとする。

第4回新宿区屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）検討委員会

■日 時 平成30年8月3日（金） 15:00~16:30

■場 所 牛込笹笥地域センター4階 バラA

■参加者 【検討委員会委員】

学識経験を有する者 1名

広告関係団体を代表する者 2名

地区組織の構成員 4名

【事務局】

新宿区都市計画部景観・まちづくり課

■目 的

区よりガイドライン素案と区民意見募集等について説明

■内 容

- ガイドライン（素案）について
- ガイドライン（素案）に対する区民意見の募集等について
- 今後の進め方について

■主な意見

- 安全等のため定期的な点検に努める旨の文言について、既に発行されている「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」の中でも記載されているが、神楽坂のガイドラインを単体で使用した場合、「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」の基本的な考え方が見逃される懸念もあるため、重複する内容であっても記載した方が分かりやすいと考える。
- 神楽坂のガイドラインが独り歩きした場合も考慮し、本編に従属するという趣旨の明記が必要だと思う。
- エリア区分図について、神楽坂通り入口は景観特性を踏まえ、AエリアとBエリアが重なる図にすべきでは。
- Bエリアの定義について、「外堀通りから展望できるエリア」となっているが、沿道から広がりがあるということが伝わるように、「外堀通り沿道周辺エリア」等としてはどうか。

○まとめ

今回の意見や8月15日から募集する区民意見等を踏まえ、ガイドラインの修正案を第5回検討委員会で検討する。

第5回新宿区屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）検討委員会

■日 時 平成30年10月11日（木） 9:30~10:30

■場 所 筆筈町特別出張所 会議室

■参加者 【検討委員会委員】

学識経験を有する者 1名

広告関係団体を代表する者 3名

地区組織の構成員 4名

【事務局】

新宿区都市計画部景観・まちづくり課

■目 的

区より区民意見募集の実施結果と修正案について説明

■内 容

- ガイドライン（素案）に対する区民意見の募集及び地域説明会の実施結果について
- ガイドライン（素案）からの修正について
- 今後の進め方について

■主な意見

- 壁面広告物等の掲出高さについて、「原則」と記載したほうがよい。
- 置き看板や行灯の発光について、「内照式」という表現のほうがよいのでは。

○まとめ

今回の意見を踏まえガイドラインを修正する。その後、区のほうで景観まちづくり審議会の審議等を経て、ガイドライン策定の手続きを進めていく。

検討委員会の開催は本日をもって終了とする。